

個表番号： 1- 法令名： 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(H19法52)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	46—	都市計画の決定等の提案を受けること	46—	—	自治	—	—	本条項に規定している事務・権限は地方整備局長へ委任されていないため。

個表番号： 1- 法令名： 都市鉄道等利便増進法(H17法41)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	49	都市計画の案を作成し、都道府県都市計画審議会に付議すること	2—	—	自治	—	—	本条項に規定している事務・権限は地方整備局長へ委任されていないため。

個表番号： 2-      法令名： 津波防災地域づくりに関する法律(H23法123)  
 平成23年12月26日に施行されたため、個表を追加

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	7	基礎調査のための土地の立入り等	規則33	規則33	自治	-	-	同法施行規則33条において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号： 2 - 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	32	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)( * 1)	規則82					各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当であるため。
挿入	32	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)( * 1)	規則82					
挿入	32	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設の管理者等)( * 1)	規則82					
修正	32	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)( * 2) 33 において準用	規則82					各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当であるため。
挿入	<32 >	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)( * 2) 33 において準用	規則82					
挿入	<32 >	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)( * 2) 33 において準用	規則82					
修正	32	水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者) 40 において準用	規則82					各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当であるため。
挿入	<32 >	水域保安規程の軽微な変更の届出等(特定港湾管理者) 40 において準用	規則82					
修正	32	水域保安規程に相当する規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) 41 において準用する40 において準用	規則82					各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当であるため。
挿入	<32 >	水域保安規程に相当する規程の軽微な変更の届出等(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) 41 において準用する40 において準用	規則82					

個表番号： 2 - 法令名：特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
修正	4 <del>—</del> ~	流域水害対策計画の策定等	規則33	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第3項本文の規定は、同項ただし書きにおいて、流域水害対策計画に係る河川管理者が国土交通大臣である場合は除外されているため。
修正	5 <del>—</del>	流域水害対策計画の実施等	規則33	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第2項の規定は、国土交通大臣の事務・権限に関する規定ではないため。
修正	6 <del>—</del>	雨水貯留浸透施設の整備等	規則33	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第2項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。

個表番号： 2- (1- ) 法令名： 都市再生特別措置法(H14法22)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	37	都市再生事業を行おうとする者から都市計画の決定等の提案を受けること	37	—	自治	—	—	本条項に規定している事務・権限は地方整備局長へ委任されていないため。

個表番号: 2- 法令名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	445	指導又は助言(計画整備組合)	規則136	—	—	—	—	本条項は国土交通大臣の事務ではなく国の事務であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
修正	236	特定建築者の決定の承認(機構施事業を除く)	規則136	-	自治	-	-	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、都道府県施行に係る承認が削除(平成24年4月1日施行)。
修正	277	管理規約の認可(機構施事業を除く)及び都道府県施行に関する協議同意(都道府県が設立した地方住宅供給公社)	規則136	-	自治	-	-	・平成24年1月1日現在の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、都道府県施行の協議同意が削除(平成24年4月1日施行)。
削除	288	防災都市施設に係る都市計画事業の認可等	規則136	—	—	—	—	本条項は都市計画法第59条に基づく国土交通大臣の事務の処理の方法について定めているものであり、新たに事務を規定しているものではないため。
挿入	<128 >	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が土地所有者等が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) 129 において準用	規則136	-	-	-	-	準用規定の記載の適正化。
挿入	<143 >	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が組合が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) 157 において準用	規則136	-	-	-	-	準用規定の記載の適正化。
修正	<171 >	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) 172 において準用	規則136	-	-	-	-	準用規定の記載の適正化。
挿入	<171 >	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が事業会社の合併等について認可をしたときに送付) 175 において準用	規則136	-	-	-	-	準用規定の記載の適正化。
修正	183	施行規程等施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付)	規則136	-	自治	-	-	文言の適正化。

個表番号： 2- 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	<179 >	地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の変更の認可 184—において準用	規則136	-	自治	-	-	記載の適正化。
挿入	<183 >	施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付(国土交通大臣が都道府県に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき) 184において準用	規則136	-	自治	-	-	準用規定の記載の適正化。
挿入	<183 >	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県知事が市町村に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき) 184において準用	規則136	-	自治	-	-	準用規定の記載の適正化。
修正	188	施行規程等の認可及び変更の認可(地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	-	自治	-	-	条文の規定に則した内容に修正。



個表番号: 2- 法令名: 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
削除	23	負担金収入の帰属	令15	—	—	—	—	—	収入の帰属先に関する規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。	
挿入	<道路法 73 ~ >	負担金等の強制徴収等 25において準用	令15		自治		自治		負担金等の強制徴収等の事務について記載漏れがあったため。	

個表番号： 2-

法令名： 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (マルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (マルクマール)	
修正	3、4	宅地開発事業計画の認定等	規則12	-	-	-	-	条項に記載漏れがあったことに加え、「等」の表す内容が明確でないため。
修正	5	宅地開発事業計画の認定等に係る意見聴取	規則12	-	-	-	-	「等」の表す内容が明確でないため。
修正	6	宅地開発事業計画の認定等の通知	規則12	-	-	-	-	「等」の表す内容が明確でないため。
修正	7	宅地開発事業計画の変更認定等	規則12	-	-	-	-	「等」の表す内容が明確でないため。
修正	3、4、5、6	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等7において準用	規則12	-	-	-	-	条項に記載漏れがあったため。
修正	15	認定の取消し等(宅地開発事業計画)	規則12	-	-	-	-	「等」の表す内容が明確でないため。

個表番号: 2- 法令名: 幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法34)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
削除	43—	地方公共団体に対する財政措置	令14	—	—	—	—	—	国による財政措置に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。	
削除	13の4—	資金の貸付(市町村)	令14	—	—	—	—	—	国による貸付に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。	

個表番号： 2- 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	58、59	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	59	施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	59	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	-	-	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	59	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	59	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
削除	101の10	費用の補助(都心共同住宅供給事業)	規則51の2	—	自治	—	—	国による費用の補助に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。

個表番号： 2- 法令名： 地方道路公社法(S45法82)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	40—	道路公社から国交大臣への提出書類の経由	規則22	—	法定 (7)	—	—	国土交通大臣としての権限に関する規定ではないため。
削除	40—	道路公社から国交大臣への提出書類の経由	規則22	—	自治	—	—	国土交通大臣としての権限に関する規定ではないため。

個表番号： 2- 法令名： 都市再開発法(S44法38)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	<19 >	関係都道府県知事からに図書等の送付を受けることを送付すること等(市のみが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等の認可等) 58 において準用	規則40	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開発株式会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	55	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること(51 の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること(市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	55	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること(56 において準用する51 の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること(市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) 56 において準用	規則40	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	72	権利変換計画の認可等(都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。

個表番号： 2- 法令名： 都市計画法(S43法100)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	23 ~ 、	農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき)	規則59の3	-	自治	-	-	同法施行規則第59条の3第1項において地方整備局長に委任しているため。
削除	83	地方公共団体に対する補助	規則59の3—	-	-	-	-	国による費用の補助に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
削除	87	指定都市の長との協議 (都市計画を決定等するとき)	規則59の3—	-	-	-	-	同法施行規則第59条の3第1項第2号の規定において、委任の例外とされているため。

個表番号： 2-姪      法令名： 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	38	施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	省令15	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。



## 個表番号： 2-姪 法令名： 河川法(S39法167)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
削除	9—	河川の管理	令53—	—	法定 (2)—	—	法定 (2)—	—	—	本条項は、一級河川の河川管理者が国土交通大臣であることを明らかにしているのみであるため。
修正	12 —	河川台帳の調整、保管	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第4項は、具体的な権限に当たらないため。
修正	16の2 ~	河川整備計画の制定(変更)	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第2項は配慮規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
挿入	16の2 ~	河川整備計画の変更 16の2 において準用	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	準用規定の記載の適正化。
修正	16の3 —	市町村長が工事を施行する際の協議	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第3項は、市町村長の権限に関する規定であるため。
挿入	22	洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議 22の2、57、58の6、76、89 において準用	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	準用規定の記載の適正化。
修正	22の2 ~	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第2項及び第3項の規定は、河川管理者である国土交通大臣の事務・権限として地方整備局長へ委任されているため。
修正	26 → 、40	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第26条第3項は、具体的な権限に当たらないため。
修正	27 —	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	第4項は、具体的な権限に当たらないため。

個表番号: 2-姪 法令名: 河川法(S39法167)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
修正	29 —	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	令53	-	法定(2)	-	法定(2)	-	-	第2項は、二級河川に限る権限に当たるため。
挿入	32	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る都道府県知事への通知	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	35	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	36	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	40	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会資本整備審議会の意見の聴取	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。
修正	44 —	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53	-	法定(2)	-	法定(2)	-	-	第2項は、国土交通大臣の事務・権限に関する規定ではないため。
削除	54	兼用工作物の維持及び操作について特別の定めをすること	令53—	—	法定(2)—	—	法定(2)—	—	—	本条項は、兼用工作物であるダムについて、法の一部の規定を適用除外にすることができることを明らかにしているのみであるため。
挿入	54	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	58の3	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号： 2-姪 法令名： 河川法(S39法167)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
挿入	63	他の都府県の費用の負担	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	89 ~	調査、工事等のための立入り等	令53	-	-	-	-	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	95	河川の使用等に関する国との協議	令53	-	法定 (2)	-	法定 (2)	-	-	同法施行令第53条第1項において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号: 2-娵 法令名: 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
修正	5 ー	関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について)	令9		法定 (2)		自治			第2項は意見提出の期限についての規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	12、 14	共同溝の占用の許可	令9		法定 (2)		自治			第1項は許可申請の受理に関する規定であり、地方整備局長に委任されているため。
挿入	20、21	共同溝に関する負担金の徴収	令9		自治		自治			共同溝に関する負担金の徴収に係る事務について記載漏れがあったため。
削除	23	共同溝の占用予定者等の負担金を収入とすること	令9	ー	ー	ー	ー	ー	ー	収入の帰属先に関する規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
挿入	<道路法 73>	共同溝に関する負担金の強制徴収 25において準用	令9		自治		自治			共同溝に関する負担金の強制徴収に係る事務について記載漏れがあったため。

個表番号： 2 - 娵 法令名： 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

修正等の 内容	条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
削除	3	共同溝整備道路の指定	令9	—	—	—	—	本条項は、同法及び同法施行令において地方整備局長に委任されている道路管理者である国土交通大臣の権限ではないため。

個表番号： 2-嬰 法令名： 新住宅市街地開発法(S38法134)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	22	住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	41	施行者である住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。

個表番号: 2- 畑 法令名: 下水道法(S33法79)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	2の2 → —	流域別下水道整備総合計画に係る協議、同意等 (一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23					・平成24年1月1日の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、同意なし協議に改正(平成24年4月1日施行)。
挿入	2の2	流域別下水道整備総合計画の変更に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。) 2の2 において準用	規則23					準用規定の記載の適正化。
挿入	2の2	流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23					記載の適正化。
挿入	2の2	流域別下水道整備総合計画の変更に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) 2の2 において準用	規則23					準用規定の記載の適正化。
修正	4 → —	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る認可協議等	規則23		自治			・平成24年1月1日の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、同意なし協議又は届出に改正(平成24年4月1日施行)。
挿入	4	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23					記載の適正化。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、環境大臣への意見聴取又は通知に改正(平成24年4月1日施行)。
修正	25の3 → —	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る認可協議等	規則23					・平成24年1月1日の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、同意なし協議又は届出に改正(平成24年4月1日施行)。
挿入	25の3	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る認可 25の3 において準用	規則23					準用規定の記載の適正化。
挿入	25の3	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23					記載の適正化。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、環境大臣への意見聴取又は通知に改正(平成24年4月1日施行)。
挿入	25の3	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取 25の3 において準用	規則23					準用規定の記載の適正化。
修正	37	指示(都道府県知事)	規則23	規則23	自治		指示(4)(37 →)	第37条第2項と同種の権限を都道府県知事が行う規定はないため。

個表番号： 2-嬰 法令名： 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	18	施行者(都県)から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること	省令15	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	28	施行者(都県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	省令15	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	29	施行者(都県)に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと	省令15	省令15	自治	29	-	条文の規定に即した内容に修正。



個表番号： 2 - 婢 法令名： 高速自動車国道法 (S32法79)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
修正	8 <del>→</del>	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等	規則9					第3項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	<del>20</del> 、20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9					第20条第1項は負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。

個表番号: 2-場 法令名: 道路整備特別措置法(S31法7)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
修正	18、 ～	有料道路管理者が行う道路の新設等に係る届出受理許可等	規則17					平成24年1月1日現在の事務内容に修正。 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。
修正	19、 、	有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の届出受理許可等	規則17					平成24年1月1日現在の事務内容に修正。 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。
修正	21	地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等	規則17					地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。

個表番号: 2-婁 法令名: 都市公園法(S31法79)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
		[公園管理者としての権限]			国営公園		都道府県管理の公園			
挿入	2の2	都市公園の設置	令33	-			自治			条項に記載漏れがあったため。

個表番号: 2-整 法令名: 土地区画整理法(S29法119)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	3	土地区画整理事業を施行すること等	規則24	-	-	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
修正	3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	51の9	都道府県知事から、土地区画整理株式会社が土地区画整理事業を施行する認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	-	-	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	55	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること等 都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	71の2、71の3	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))	規則24	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
修正	71の3の3、71の3	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)) 71の3 において準用	規則24	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
挿入	<65>	評価員の選任等 71で準用	規則24	-	-	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
修正	73—	土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成補償等	規則24	-	自治	-	-	第1項は国土交通大臣の事務ではなく国の事務であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
挿入	79	事業施行のために必要な施設の設置のための土地の使用	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号： 2-癸 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	80	仮換地等の指定後の従前の宅地における工事	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	81	標識の設置等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	82	土地の分割又は合併の手続	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	83	登記所への届出	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	84	関係図書の備付け等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	85	権利の申告の受理等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	85の2	住宅先行建設区への換地の申出の受理等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	85の3	市街地再開発事業区への換地の申出の受理等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	85の4	高度利用推進区への換地の申出の受理等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	86 87	換地計画の決定	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号： 2-癸 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	88	換地計画の縦覧等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	90	換地不交付	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	91	過小宅地の基準の設定	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	93	宅地の立体化等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	95	特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	96	保留地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	97	換地計画の変更	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	98	仮換地の指定等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	99	仮換地の効力発生日の通知	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	100	使用収益の停止	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号： 2-藝 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	100の2	仮換地に指定されない土地の管理	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	102	仮清算金の徴収・交付	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	106	公共施設の管理の引継等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	107	換地処分の登記所への通知等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	108	保留地等の処分	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	109	減価補償金の交付等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	110	清算金の徴収・交付等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	111	清算金等の相殺	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	112	清算金の供託	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	114	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号： 2-癸 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	116	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	117の2	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	120	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	135	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24	-	自治	-	-	同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。
削除	418—	国土交通大臣施行の土地区画整理事業の費用負担	規則24	—	—	—	—	国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局に委任されている事務・権限ではないため。
削除	418—	国交大臣の指示を受けて都道府県または市町村が施行する土地区画整理事業の費用の一部を負担	規則24	—	—	—	—	国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局に委任されている事務・権限ではないため。



2- 娯  
(1-5)

法令名: 道路法(S27法180)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
修正	7	—	路線認定の協議に係る裁定等	令39				第8項は国土交通大臣に関する規定ではないため。
挿入	<7	>	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定 13 において準用	令39				境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定の事務について記載漏れがあったため。
修正	19	—	境界地の管理の方法の協議に係る裁定	令39		自治		第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	19の2	—	共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定	令39		自治		第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
削除	27	—	道路管理者の権限の代行	令39	—	—	—	第12条本文及び第13条第3項の規定により、国土交通大臣が指定区間外国道の新設等を行う場合における、当該道路の道路管理者との関係に関する規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
削除	50、53	—	国道の新設等に係る費用負担	令39	—	自治	—	負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
削除	56		道路に関する費用の補助 (補助の対象となる主要な道路の指定は除く。)	令39	—	—	—	国による費用の補助に関する規定であり、地方整備局に委任されている事務・権限ではないため。
修正	76		道路管理者からの報告の受理	令39		—自治		都道府県も市町村から報告を受理する事務があるため。
削除	94	—	不用物件の譲与	令39	—	—	—	同法施行令第39条第2項の規定において、委任の例外とされているため。
削除	95	—	不用物件の譲与	令40	—	法定 (2)	—	地方整備局長に委任されていない同条第2項に関する規定であるため。

2- 娯  
(1-5)

法令名: 道路法(S27法180)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
修正	18	国道の路線区域決定、供用開始等に係る公示	令39		法定 (2)		自治			条文の規定に即した内容に修正。
修正	20	兼用工作物の管理に係る協議等	令39		法定 (2)		自治			・第1項は兼用工作物の管理方法の協議に関する規定であり、地方整備局長へ委任しているため。 ・第4項は国土交通大臣(道路管理者)に関する規定ではないため。 ・第5項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	24、57	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等	令39		法定 (2)		自治			第57条は道路管理者以外の者に関する規定であるため。
修正	24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示	令39		法定 (2)		自治			地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。
修正	39	占用料の徴収等	令39		自治		自治			第2項は徴収の方法について定めた規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	44の2	違法放置物件に対する措置等	令39		法定 (2)		自治			・第7項は負担金の徴収に関する事務であり、地方整備局長へ委任しているため。 ・第8項は所有権の帰属先に関する規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	45	道路標識等の設置	令39		法定 (2)		自治			地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。
修正	46	通行の禁止等	令39		法定 (2)		自治			第2項は国土交通大臣に関する規定ではないため。

2-娯  
(1-5)

法令名: 道路法(S27法180)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
修正	47の2 —	限度を超える車両の通行の許可に係る手数料の徴収	令39		自治		自治			第41項は手数料の算定に関する規定であり、事務・権限に関する規定でないため。
修正	48 —	道路保全立体区域内の制限	令39		法定 (2)		自治			第3項は道路管理者に関する規定ではないため。
修正	48の2 —	自動車専用道路の指定等	令39		法定 (2)		自治			第3項は配慮規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
削除	48の3	道路等との交差の方式	令39—	—	法定 (2)—	—	自治	—	—	・道路等との交差の方法について定めた規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日)。
削除	49	道路管理に関する費用負担	令39—	—	自治	—	自治	—	—	負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	54 —	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等	令39		自治		自治			第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	54の2 —	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等	令39		自治		自治			第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
修正	55 —	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等	令39		自治		自治			第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
削除	64	収入の帰属	令39—	—	—	—	—	—	—	収入の帰属先に関する規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。
削除	75	処分変更に伴う損失補償等	令39—	—	自治	—	自治	—	—	地方公共団体に関する規定であるため。
削除	85	道路の附属物の新設等の費用負担	令39—	—	自治	—	自治	—	—	負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。

2- 娒  
(1-5)

法令名: 道路法(S27法180)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
					事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
削除	86—	国の行う事業等に対する負担金の徴収	令39—	—	—	—	—	—	負担金の徴収に関するルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。	
修正	91	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等	令39		自治		自治		道路予定区域の行為許可に係る損失補償についての協議等に関する規定であるため。	
修正	<92 >	道路予定区域の不要物件の交換等 91 において準用	令39		法定 (2)		自治		誤字の修正。	
修正	<93>	道路予定区域の不要物件の使用の申出 91 において準用	令39		法定 (2)		自治		誤字の修正。	
修正	92	不要物件の交換等	令39		法定 (2)		自治		誤字の修正。	
修正	93	不要物件の使用の申出	令39		法定 (2)		自治		誤字の修正。	
削除	95	不要物件の返還交換に係る費用負担	令39—	—	自治	—	自治	—	負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。	
削除	75—	道路予定区域の処分変更に伴う損失補償等 91 において準用	令39—	—	自治	—	自治	—	地方公共団体に関する規定であるため。	
削除	95—	道路予定区域の不要物件の返還交換に係る費用負担 91 において準用	令39—	—	自治	—	自治	—	負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。	

個表番号: 2-51 法令名: 土地収用法(S26法219)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	17	土地収用法に基づく事業の認定に関する処分 (起業地が1の地方整備局の管轄区域の事業等)	規則26	—	自治	—	—	事業の認定に関する処分は、法第20条で規定されており、本条項は処分を行う主体を規定した条項であって、事務を規定したものではないため。
修正	20	事業の認定の要件該当性の判断	規則26	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
削除	27	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分	規則26	—	自治	—	—	本条項は、都道府県知事の事務を規定したものであるため。
挿入	32	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26	-	自治	-	-	同法施行規則第26条において地方整備局長へ委任しているため。
削除	17	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定に関する処分 138において準用	規則26	—	自治	—	—	事業の認定に関する処分は、法138条で準用する法第20条で規定されており、本条項は処分を行う主体を規定した条項であって、事務を規定したものではないため。
修正	20	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の要件該当性の判断 138において準用	規則26	-	自治	-	-	条文の規定に即した内容に修正。
削除	27	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 138において準用	規則26	—	自治	—	—	本条項は、都道府県知事の事務を規定したものであるため。
挿入	32	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26	-	自治	-	-	同法施行規則第26条において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号： 2-52      法令名： 建築基準法(S25法201)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	77の58、 <del>77の60</del>	建築基準適合判定資格者の登録	規則12	-	-	-	-	第77条の60は登録内容の変更の申請についての条項であり、第77条の58の登録事務に含むと整理していたが、正確性を期すため。

個表番号: 2-54 法令名: 港湾法(S25法218)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	<del>55の4</del>	損失の補償(開発保全航路に関する工事) —43の7において準用	令22	—	—	—	—	国による損失の補償に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
削除	<del>55の5</del>	開発保全航路に関する工事に伴う工事の費用の補償 —43の7において準用	令22	—	—	—	—	国による損失の補償に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
削除	43の9	開発保全航路の開発等に係る費用の負担	令22	—	—	—	—	国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
削除	(43の3 →)	原因者の負担 —43の9において準用	令22	—	—	—	—	国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
削除	(43の4 →)	受益者の負担 —43の9において準用	令22	—	—	—	—	国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。
修正	<del>56の5</del> —56の5 ~	報告の徴収等	令22	令22	自治	56の5	-	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第9号)により、新規事項が追加されたため、条項を修正した。
削除	54	港湾施設の貸付け等	国有財産法 <sup>9</sup>	国有財産法 <sup>9</sup>	—	—	—	港湾法令に基づき委任されている事務ではないため。
削除	54の2	港湾施設の貸付け等	国有財産法 <sup>9</sup>	国有財産法 <sup>9</sup>	—	—	—	港湾法令に基づき委任されている事務ではないため。

個表番号: 2-55 法令名: 建設業法(S24法100)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
削除	5、7、8	建設業の許可の申請等	規則29	—	自治	—	—	第5条は許可関連事務・権限であり、第7条は技術者関連事務・権限となっているので個別に整理することし、第8条は許可の基準を定めているのみで具体的な事務・権限はないことから削除。
挿入	5	許可申請書の受理	規則29		自治			
挿入	7	経營業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定	規則29					
削除	40	登録免許税及び許可手数料	規則29	—	—	—	—	本条項は、国土交通大臣の許可を受ける者に対する義務付けであり、国土交通大臣の事務・権限を規定している条項ではないため。
修正	5、8	特定建設業者に係る建設業の許可の申請等(特定建設業) 17において準用	規則29		自治			本条項は許可の基準を定めているのみで具体的な事務・権限はないため。
削除	<40>	登録免許税及び許可手数料(特定建設業) 17において準用	規則29	—	—	—	—	本条項は、国土交通大臣の許可を受ける者に対する義務付けであり、国土交通大臣の事務・権限を規定している条項ではないため。
修正	11 ~	特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出(特定建設業) 17において準用	規則29		自治			表現の適正化のため。
修正	12	特定建設業者に係る建設業者の廃業等の届出(特定建設業) 17において準用	規則29		自治			表現の適正化のため。



個表番号： 2-55 法令名： 建設業法 (S24法100)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	13	特定建設業者に係る提出書類の閲覧(特定建設業) 17において準用	規則29		自治			表現の適正化のため。
修正	15	特定建設業の許可特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定	規則29					本条項は、営業所の専任技術者の認定に関する国土交通大臣の事務・権限を規定している条項であるため。
削除	27の30	経営規模等評価申請者の手数料の納付	規則29	—	—	—	—	本条項は経営規模評価の申請及び総合評定値の請求をしようとする者に対する義務付けであり、国土交通大臣の事務・権限を規定している条項ではないため。
修正	41 —	建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告	規則29	規則29	自治	41		第41条第1項は建設業を営む者及び、建設業者団体に対する事務・権限であり、第41条第2項及び第3項は特に建設業の許可に関連した事務・権限であるため個別に検討することとしたため。
挿入	41	立替払等の勧告	規則29	規則29	自治			

個表番号： 2-58 法令名： 公有水面埋立法(T10法57)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	47	都道府県知事の職権に属する事項(埋立免許)に関する認可 ( 50haを超える埋め立て及び 2以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く。)	規則17	-	-	-	-	同法施行規則第17条において、 以外にも地方整備局長に委任されていない規定があるため。

個表番号： 2 - 60      法令名： 砂防法 (M30法79)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	11の2	砂防設備台帳の調整、保管 6 による施行	職権省令	-	法定(2)	6、11の2	-	第2項は、国土交通大臣の事務・権限に関する規定ではないため。

個表番号： 3- 法令名： 東日本大震災復興特別区域法(H23法122)  
 平成23年12月26日に施行されたため、個表を追加

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	48	協議を受け、同意すること (市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画区域に関する事項の記載)	令12	-	-	-	-	同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	48	協議を受け、同意すること (市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に関する事項の記載)	令12	-	自治	-	-	同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	49	協議を受け、同意すること (市町村又は市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第五十九条第一項及び第二項の国土交通大臣の認可に関する事項の記載)	令12	-	自治	-	-	同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	54	被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときにおいて、協議を受けること。	令12	-	自治	-	-	同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。
挿入	56	協議を受け、同意すること (復興整備計画に記載する国土交通省が行う地籍調査に関する事項の記載)	令12	-	-	-	-	同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。

個表番号: 3- 法令名: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					修正等の理由等
					事務区分(メルクマール)		大臣並行権限		国の関与(メルクマール)	
修正	32	国道等に係る道路特定事業の同意	規則26							条文の規定に即した内容に修正。
		[道路管理者及び公園管理者としての権限]			補助国道	県道・県管理公園				
修正	10 ~	道路管理者の基準適合義務等	規則26		法定(2)	自治				地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。

個表番号： 3 - 法令名： 海岸法 (S31法101)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	<del>22 漁業法 39 ~</del>	漁業権の取消等及び当該漁業権者に対する損失補償(*) <del>22</del> において準用	令14	-	法定	6	-	漁業権の取消等とこれに伴う当該漁業権者に対する損失補償は異なる事務であるため。
挿入	22 漁業法39 ~	漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償(*) 22 において準用	令14	-	法定	6	-	